

国立青少年教育振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

※令和3年2月26日文科科学大臣指示

法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下、「青少年教育指導者等」という。）に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体（以下、青少年教育団体）という。）に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする独立行政法人であり、我が国の青少年教育のナショナルセンターである。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

- （1）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進
 - （a）「体験の風をおこそう」運動の推進
 - （b）「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進
 - （c）社会の要請に応える体験活動等事業の実施
- （2）青少年教育に関するモデル的事業の推進
- （3）課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進
- （4）グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

- （1）青少年教育指導者等の研修事業の推進
- （2）読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進
- （3）ボランティアの養成・研修の推進

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- （1）研修利用の充実
- （2）研修に対する支援の推進

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

5. 青少年教育に関する調査研究

- （1）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施
- （2）調査研究成果の普及及び活用

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

7. 共通的事項

- （1）広報の充実
- （2）各業務の点検・評価の推進
- （3）各業務における安全性の確保
- （4）ICTの利活用

業務運営の効率化に関する事項

1. 業務の効率化

- （1）一般管理費等の削減
- （2）給与水準の適正化
- （3）契約の適正化
- （4）間接業務等の共同実施
- （5）保有資産の見直し
- （6）業務のデジタル化・オンライン化

2. 効果的・効率的な組織の運営

- （1）各施設の役割の明確化及び運営の改善
- （2）地域と連携した施設の管理運営
- （3）施設の効率的な利用の促進等

3. 予算執行の効率化

その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

2. 人事に関する計画

3. 情報セキュリティについて

4. 内部統制の充実・強化